

【別紙 1】

平成 29 年度 沖縄振興特別推進交付金（市町村）事業

「宮古島オリジナル M I C E メニュー開発委託事業」 業務委託仕様書

業務委託名：宮古島オリジナル M I C E メニュー開発委託事業

履行期間：契約の翌日より～平成 30 年 3 月 16 日（金）

第一章 総 則

（適用）

第 1 条 本業務は、業務委託契約書、本業務の業務仕様書等により、実施しなければならない。

（目的）

第 2 条 平成 29 年 4 月に供用開始されたドーム型施設の有効活用を図るため、M I C E 事業の一環であるインセンティブトラベル(企業報奨・研修旅行)とイベント(文化音楽・産業・生涯スポーツイベント、展示会等)に特化した企画立案に取組み、ドームを活用した企業研修旅行や新たなイベントの誘致促進を図るため、『宮古島オリジナルの M I C E メニューの開発』を行うものである。

※宮古島オリジナル M I C E とは他の離島には無い大型ドーム施設を活用した企業ミーティングや研修、音楽、文化、スポーツ等のイベントを主体としたドームから宮古島の情報発信をするドーム活用促進 M I C E を指す。

（関係法令等の遵守）

第 3 条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、下記の関係法令等を遵守のうえ実施するものとする。

- ① 宮古島市諸条例、規則
- ② その他関係する法律・政令・省令・通達などによるものとする。

（関係書類の提出）

第 4 条 業務受託者（以下、「乙」という。）は、契約締結後 7 日以内に着手届、管理責任者届、作業工程表、その他発注者（以下、「甲」という。）が必要とみなした書類を提出するものとする。

（管理責任者）

第 5 条 管理責任者は、乙が提出した本業務にかかる企画提案書に記載した者とし、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合には、甲の了解を得なければならない。

2 管理責任者は、契約図書等にもとづき、本業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。

(進捗管理)

第6条 本業務の実施にあたっては「作業工程表」に従って行き、手戻りを生じないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、業務上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。また、作業中、作業後において市民及び市内事業者に対し誤解や疑義を招くような言動をしてはならない。

(疑義)

第8条 乙は、本業務の実施中に疑義を生じた場合はすみやかに甲と協議し、その結果、後日疑義が生じないように記録整備しておくものとする。

(官公庁等への協議)

第9条 乙は、本業務のために必要な関係官公庁その他の関係機関との協議に対しては、甲と緊密な連絡をとり、十分協調を保ち円滑な作業の進捗を期さなければならない。

(資料等の貸与及び返還)

第10条 乙は、貸与された関係資料等を本業務の完了後ただちに返還しなければならない。

(責務)

第11条 本業務の実施にあたり、甲の提供資料について破損、紛失等過失を生じた場合は、乙がその責務を負うものとする。

(成果品の帰属)

第12条 成果品は、すべて甲の所有とし、甲の承諾を得ずに他への公表、貸与、使用等してはならない。

(検査及び完了)

第13条 乙は、業務が終了したら速やかに所定の成果品を提出し検査を受けなければならない。もし、成果品に不備及び不合格があれば乙の負担で速やかに作成又は補足し、改めて検査を受けなければならない。

2 本業務は沖縄振興特別推進交付金を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するため、本仕様書に定める成果品以外にも、必要に応じ書類の作成やエビデンスを求める場合がある。その時はその求めに協力すること。

3 本業務は委託業務終了後、完了検査の合格をもって完了とする。

(雑則)

第14条 本仕様書に明記されていない事項については、甲と協議の上、決定しなければならない。

第二章 業務内容

(業務委託内容)

第15条 第2条に定める目的を達成するため、次に掲げる業務を実施するものとする。尚、本業の目的を達成するため、必要がある場合は、甲乙協議の上、業務内容を変更することができるものとする。

① MICEメニュー開発

平成29年度から共用を開始した宮古島市スポーツ観光交流拠点施設(JTA ドーム宮古島)の利用実績を踏まえ、施設を中核とした宮古島独自のオリジナルMICEメニューの開発。

②セールスプロモーションサポート業務

ドーム型施設のセールスプロモーション活動に対して専門家の立場から助言、補佐を行う業務。

② MICEメニューモニター招聘者選定サポート・調整業務

ドーム型施設を利用するMICE誘致営業活動にあたって、専門家の立場からの助言と、誘致活動の支援を行う業務。

第三章 成果品

(成果品の提出)

第16条 乙は、第15条に示す業務内容の他、以下に示す成果品を甲が別途指示する時期に提出しなければならない。

① 事業実施報告書

② 上記①に係る電子記録媒体

③ その他、甲との協議により必要とされた書類等

以 上